

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則について

1 改正の理由

博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）が令和4年4月15日に、博物館法施行規則の一部を改正する省令（令和5年政令第35号）が令和5年2月10日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、関係する規則について所要の改正を行ったものである。

2 改正の概要

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則

(1) 博物館の登録に関する規則

- ア 各条文の見出しの追記
- イ 登録申請書に添付する書類の規定（第3条第2項）
- ウ 登録時の審査基準の規定
 - ・博物館の体制に関する基準（第4条）
 - ・博物館の職員に関する基準（第5条）
 - ・博物館の施設及び設備に関する基準（第6条）
- エ 法改正に伴う条ずれの改正（第8条～第10条）
- オ 登録等の公表方法の規定（第10条）
- カ 規則の施行に関する必要な事項についての委任の規定（第11条）
- キ 別記様式2の追加及び別記様式1、3、4の改正

(2) 宮崎県総合博物館管理運営規則

資料の館外利用が可能な「博物館に相当する施設」について、根拠規定を博物館法第29条から第31条第1項に改める。（第18条第2項）

(3) 県立美術館管理規則

美術品等の館外利用が可能な「博物館に相当する施設」について、根拠規定を博物館法第29条から第31条第1項に改める。（第18条第2項）

(4) 宮崎県埋蔵文化財センター管理規則

- ア 資料等の館外貸出しが可能な「博物館に相当する施設」について、根拠規定を博物館法第29条から第31条第1項に改める。（第11条）
- イ 別記様式第1号の改正

(5) 県立西都原考古博物館管理規則

博物館資料の館外利用が可能な「博物館に相当する施設」について、根拠規定を博物館法第29条から第31条第1項に改める。（第18条第2項）

3 施行期日

令和5年4月1日

4 臨時代理

令和5年4月1日付けて施行する必要があることから、臨時代理を行った。

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第6号

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第1条 博物館の登録に関する規則(昭和27年宮崎県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 <u>県教育委員会が行う博物館の登録に関しては、法令に特別の定のあるもののほか、この規則の定めるところによる。</u></p>	<p><u>(趣旨)</u> 第1条 <u>この規則は、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>(登録原簿)</u></p>
<p>第2条 <u>博物館法(昭和26年12月法律第285号。以下「法」という。)第10条に規定する博物館登録原簿は別記第1号様式による。</u></p>	<p>第2条 <u>法第14条の規定による博物館登録原簿は、別記様式第1号によるものとする。</u> <u>(登録の申請)</u> 第3条 <u>法第12条第1項の規定による登録の申請は、別記様式第2号によるものとする。</u> 2 <u>前項の登録申請書には、法第12条第2項第1号及び第2号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</u> <u>(1) 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書類及びその図面</u></p>

(2) 博物館資料の目録

(3) 館長及び学芸員の氏名を記載した書類並びに学芸員又は学芸員補の資格を有することを証する書類

(4) 申請の日の属する事業年度における事業計画及び収支予算書

(5) 私立博物館にあつては、定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類の写し

(6) 開館日数及び入館者数を記載した書類
(博物館の体制に関する基準)

第4条 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に関する法第13条第1項第3号の県教育委員会が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第4号及び第6条第1号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。

(2) 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

(3) 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切

に管理し、及び活用する体制を整備していること。

(4) 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

(5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

(6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

(7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(博物館の職員に関する基準)

第5条 博物館の職員に関する法第13条第1項第4号の県教育委員会が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

(2) 学芸員が置かれていること。

(3) 同条第1号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(博物館の施設及び設備に関する基準)

第6条 博物館の施設及び設備に関する法第13条第1項第5号の県

第3条 法第13条に規定する届出は、別記第2号様式により届出なければならない。

第4条 法第15条第1項の規定による届出は廃止の日から20日以内に別記第3号様式により届出なければならない。

第5条 県教育委員会は、次に掲げる事項についてその都度公示す

教育委員会が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

(2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

(3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

(4) 高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(登録の審査)

第7条 県教育委員会は、法第12条第1項及び第3条第1項の規定による申請があったときは、法第13条第1項各号及び第4条から前条までの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

(登録事項の変更)

第8条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、別記様式第3号によるものとする。

(博物館の廃止)

第9条 法第20条第1項の規定による廃止の届出は、別記様式第4号によるものとする。

(登録等の公表)

第10条 県教育委員会は、次に掲げる事項について、インターネット

るものとする。

- (1) 法第10条の規定により登録をしたとき。
- (2) 法第13条第2項の規定により変更登録をしたとき。
- (3) 法第14条第1項の規定により登録の取り消をしたとき。
- (4) 法第15条第2項の規定により登録をまっ消したとき。

トの利用その他の方法により公表するものとする。

- (1) 法第11条の規定により登録をしたとき。
- (2) 法第15条第2項の規定により変更登録をしたとき。
- (3) 法第19条第1項の規定により登録の取消しをしたとき。
- (4) 法第20条第2項の規定により登録を抹消したとき。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別記第1号様式を次のように改め、別記様式第1号とする。



別記

様式第1号（第2条関係）

博物館登録原簿

事項	登 録		登 録 変 更		登 録 変 更	
	年 月 日		年月日		年月日	
	記号番号					
設置者の名称 及 び 住 所						
名 称						
所 在 地						
備 考						

別記第2号様式を次のように改め、別記様式第2号とする。



様式第2号（第3条関係）

博物館登録申請書

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

設置者 所在地
名称
代表者氏名

博物館法第12条第1項の規定により、下記施設を博物館登録原簿に登録をされるよう、別添関係書類等を添えて申請します。

記

設置者の名称及び住所	
施設の名称	
施設の所在地	

別記第3号様式を次のように改め、別記様式第3号とする。



様式第3号（第8条関係）

博物館登録事項変更届

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

設置者 所在地
名称
代表者氏名

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項の 種 別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

別記様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。



様式第4号（第9条関係）

博物館廃止届

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

設置者 所在地
名称
代表者氏名

博物館法第20条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録記号番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	

(宮崎県総合博物館管理運営規則の一部改正)

第2条 宮崎県総合博物館管理運営規則(昭和46年宮崎県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(資料の館外利用)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項の資料の館外貸出しを受けることのできるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣又は<u>県教育委員会</u>が指定した博物館に相当する施設</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(資料の館外利用)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項の資料の館外貸出しを受けることのできるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第31条第1項</u>の規定により文部科学大臣、<u>都道府県教育委員会又は指定都市の教育委員会</u>が指定した博物館に相当する施設</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>

(県立美術館管理規則の一部改正)

第3条 県立美術館管理規則(平成7年宮崎県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(美術品等の館外利用)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項の館外貸出しを受けることのできるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国立の美術館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条</p>	<p>(美術品等の館外利用)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項の館外貸出しを受けることのできるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国立の美術館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条</p>

<p>第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設</p> <p>(2) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により文部科学大臣、都道府県教育委員会又は指定都市の教育委員会が指定した博物館に相当する施設</p> <p>(2) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>
-------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(宮崎県埋蔵文化財センター管理規則の一部改正)

第4条 宮崎県埋蔵文化財センター管理規則（平成8年宮崎県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(資料等の館外貸出し)</p> <p>第11条 次に掲げるものは、資料等の館外貸出しを受けることができる。</p> <p>(1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣又は宮崎県教育委員会が博物館に相当する施設として指定したもの</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(資料等の館外貸出し)</p> <p>第11条 次に掲げるものは、資料等の館外貸出しを受けることができる。</p> <p>(1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により文部科学大臣、都道府県教育委員会又は指定都市の教育委員会が指定した博物館に相当する施設</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>

別記様式第1号を次のように改める。



資料等館内利用承認申請書

年 月 日

宮崎県埋蔵文化財センター所長 殿

住 所
申請者 氏 名
電話番号

〔 法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

資料等の館内利用をしたいので、宮崎県埋蔵文化財センター管理規則第10条の規定により、次のとおり申請します。

館内利用の目的			
資料等の名称	形 状	数 量	備 考
利用希望日時			
利用の方法			
撮影の有無			
備 考			

(県立西都原考古博物館管理規則の一部改正)

第5条 県立西都原考古博物館管理規則(平成15年宮崎県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(博物館資料の館外利用)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 博物館資料の館外貸出しを受けることのできるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣又は都道府県教育委員会が指定した博物館に相当する施設</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(博物館資料の館外利用)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 博物館資料の館外貸出しを受けることのできるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により文部科学大臣、<u>都道府県教育委員会又は指定都市の教育委員会</u>が指定した博物館に相当する施設</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の博物館の登録に関する規則及び第4条の規定による改正前の宮崎県埋蔵文化財センター管理規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。